

令和6年 8月 1日

お客様各位

法人格の無い団体として口座開設をされるお客様へのお願い

標記につきまして、当組合では金融犯罪を未然に防止する事を目的として、下記の通り取扱う事と致しました。

お客様には、ご不便・お手数をおかけしますが、なにとぞご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

記

1. 口座開設に係る必要書類

- ・団体の規約または会則及び総会資料
 - ・来店者の公的な本人確認資料
 - ・代表者の本人確認書類の写し（来店者が代表者以外の場合）
 - ・設立年月日が分かる書類（団体の規約等に記載が無い場合）
- ※いずれも原本をご用意願います。

2. 法人格の無い団体の要件

- ・団体としての組織を備えている事
- ・多数決の原則が行われている事
- ・構成員の変更にも関わらず、団体が存続する事
- ・代表者の選任方法が定められている事
- ・総会の運営方法、財団の管理方法が定められている事
- ・共有持分・分割請求権を定めていない事

3. 審査

- ・権利能力なき社団・財団としての当組合で定める要件に合致しない場合、口座開設をお断りする場合があります。

※マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の一環として、当組合では現在「任意団体の新規口座開設」を受付けしておりませんのでご留意願います。

以上

ちかくにいるから、チカラになれる

